

各 位

会 社 名 東京建物株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 野村 均  
コ ー ド 8804 東証第1部  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 春永 宗俊  
( TEL(03)3274-1984 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、2022年3月29日開催予定の第204期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるもの。(変更案第16条第1項)
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるもの。(変更案第16条第2項)
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するもの。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるもの。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線\_は変更部分)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利	<削除>

<p><u>用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(附則)</u>  <u>1. 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u>  <u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

株主総会開催予定日                      2022 年 3 月 29 日 (火)  
定款変更の効力発生予定日              2022 年 3 月 29 日 (火)

以 上